

## 教育後援会 会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、神戸松蔭女子学院大学教育後援会と称し、その事務局を神戸松蔭女子学院大学学生部におく。

(目的)

第2条 本会は、神戸松蔭女子学院大学と家庭の連携を緊密にし、神戸松蔭女子学院大学の教育振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、神戸松蔭女子学院大学学部学生の保証人またはこれに代わる者によって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 大学と家庭の連携に関する事業
- (2) 学生の教育振興に関する補助事業
- (3) 学生の福利厚生に関する補助事業
- (4) その他必要と認める事項

(役員)

第5条 新役員候補者は新入生の会員から原則として各学科から1名とし、7名程度とする。但し、選出できない学科があった場合には、他の学科より複数名選出する。

2 前項で選出された候補者については、役員会の承認を経て総会において役員に決定する。

3 役員の内任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 総会の役員選出時に第1項の定員に満たなかった場合、もしくは年度途中で欠けた場合に限り、第10条第2項の規定に関わらず、役員会の議を経て補充することができる。

(役職者の選出)

第6条 役員の内互選により次の各号の役職者を選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 3名
- (4) 会計監査 2名

(役員会)

第7条 本会に役員をもって組織する役員会をおく。

2 会長は、必要に応じて役員会を招集し議長となる。

3 役員会は、予算決算等重要な事項について審議・決定する。

4 役員会の議決は、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第8条 前条に定める役員のほか役員会に次の相談役、顧問、庶務・経理をおく。

(1) 相談役は、会長が必要と認める場合、役員会の承認を経て、前年度を以って卒業(退任)した役員の中から会長が委嘱する。

(2) 顧問 学長、副学長2名、学長補佐(学生担当)、学長補佐(教務担当)、大学事務局長

(3) 庶務・経理 学生課長

2 相談役、顧問、庶務・経理は役員会の議決権は有しない。

(役職者等の職務)

第9条 役職者等の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、すべての会の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

(3) 幹事は、本会の運営にあたる。

(4) 会計監査は、本会の会計および収支決算を監査する。

(5) 相談役、顧問は、会長の諮問について意見を述べる。

(6) 庶務は、本会の運営を補佐する。

(7) 経理は、本会の会計事務をおこなう。

(総会)

第10条 総会は以下のとおり開くものとする。

(1) 総会は毎年1回開催することとし、必要あるときは臨時総会を開くことができる。

(2) 総会は会長が招集し、会長が議長となる。

(3) 総会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 本会の収支予算および決算ならびに重要事項は総会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 本会の会費は、年会費12,000円とし、前期の授業料とともに納入するものとする。

2 本会は、有志の寄付を受けることができる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、総会の議を経なければならない。

附則

1. 本規程は2024年6月1日より改正施行する。

2. 本規程の運用について必要な事項は、役員会にて別に定めることができる。